



## 福祉関係の各種手当 障害を事由とした手当のご案内

福祉課福祉係 ☎77・3914

それぞれの対象要件に該当する方は、次のとおり各種手当の支給が受けられます。

### 特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を扶養している父母等に支給されます。

### ■支給額(令和7年4月以降)

障害の程度に応じて、次のとおり支給額が決定します。

- 【1級】56,800円/月
- 【2級】37,830円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年3回、指定口座に振り込まれます。

### ■その他

- ・支給の対象となる障害の程度はおおむね中度ですが、ケースによって異なるため、詳細はお問い合わせください。
- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(木)までにご提出ください。

### 特別障害者手当・障害児福祉手当

#### 【特別障害者手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方に支給されます。

- ①重度の障害が二つ以上ある方
- ②重度の障害が一つあり、他の障害が二つ以上ある方
- ③重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活で常時特別な介護を必要とする方

#### 【障害児福祉手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する児童に支給されます。

- ①重度の障害が一つ以上ある方
- ②身体または知的・精神に合併障害のある方

※前記の対象要件は参考としてご確認ください。

### ■支給額(令和7年4月以降)

#### 【特別障害者手当】

29,590円/月

#### 【障害児福祉手当】

16,100円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則として年度中4回、支給月の前月までの手当が指定口座に振り込まれます。

### ■その他

- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月11日(木)までにご提出ください。

### 在宅重度知的障害者および ねたきり身体障害者福祉手当

在宅で生活する20歳以上の重度知的障害者およびねたきり身体障害者の方本人もしくは、その介護人へ支給されます。

### ■支給対象者

#### 【在宅重度知的障害者】

満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がA、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2と判定される障害者および障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された方

### 【ねたきり身体障害者】

居室において、おおむね6カ月以上ねたきりで、入浴や食事、排便など日常生活のほとんどに人手を要する満20歳以上65歳未満の方

#### 【介護人】

前記に該当する障害者と同居し、現に日常生活に必要な介護をしている家族の一人

### ■支給額 12,650円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則年2回、支給月の前月までの手当が指定口座へ振り込まれます。

### ■その他

- ・所得制限があり、限度額を超える場合は支給されません。
- ・特別障害者手当や国の制度による在宅重度知的障害者福祉手当を受給されている場合、本手当は支給されません。
- ・すでに受給している方は、所得状況届の提出が必要です。
- ※提出書類の案内(8月上旬に送付)を確認の上、9月30日(火)までにご提出ください。



## 国民健康保険に加入中の方 正しい受診を心がけ、医療費の適正化にご協力ください

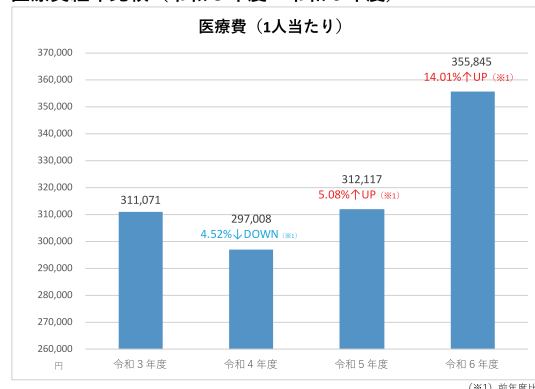
国民健康保険課 国保年金係 ☎77・3913

病気やケガをした時に使う国民健康保険の上手な医療機関の  
かかり方を知っていますか？

高齢化や医療の高度化など、様々な理由によって医療費は増加傾向にあります。

医療費の主な財源は「国民健康保険税」であり、このまま医療費が増え続けると国民健康保険の運営が厳しくなり、保険税の引き上げにもつながる可能性があります。

医療費経年比較 (令和3年度～令和6年度)



国保加入者の皆さんが正しく医療を受けていただくことが重要となりますので、より一層のご協力をお願いします。

次のようなちよとした心がけが医療費の削減につながります。

#### 1. お医者さんのかかり方

軽い症状や同じ病気などで、「複数の病院や薬局を受診する」「休日・夜間に受診する」「最初から大病院を受診する」「医師の指示を守らない」などを行うと医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかかる負担がかかります。同時に医師の負担増加となり、本来に必要な人に医療の手が届かなくなる可能性があります。

◎かかりつけ医・かかりつけ薬局を持っていますか？

からだのことを理解しているお医者さんがあると安心です。信頼できる身近な医師を見つけ、気になることがあったら、最初にかかりつけ医に相談する習慣

をつけましょう。

また、かかりつけ薬局を決め、お薬手帳を利用することにより、処方歴が分かるので重複処方を防ぐことや飲み合わせなどの服薬の相談も出来るようになります。

#### ☆お薬手帳は一人一冊で管理しましょう。

#### 2. ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使う

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許期間の過ぎた先発医薬品で、先発医薬品よりも低価格です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費を抑えることができ、病院や薬局での窓口負担も少なくなる場合がありますので、医師や薬剤師に相談してみしましょう。

#### 3. からだを大切にしよう

一度、生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう。病気になる前に予防することが最高の治療法かつ医療費の節約法なのです。年に1度は健診を受診し、自分の健康状態を把握するとともに、病気にならない生活習慣を心がけましょう！

## 社会福祉法人

### 芝山町社会福祉協議会

### 職員募集

職種 一般事務職

募集人員 1名

採用日 令和8年4月1日

応募資格 平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方。高校卒業以上または卒業見込みの方で、社会福祉士又は社会福祉主事任用資格を有する方及び就職後資格取得する意欲のある方。

※長期勤務によるキャリア形成を図るため、若年層の募集とします(雇用対策法施行規則第1条の3第1項 例外事由3号のイ)

要普通自動車免許

#### 受付期限

8月31日(日)まで

試験日 筆記…9月14日(日)

面接…9月27日(土)

#### 問合せ

芝山町社会福祉協議会

☎78-0850



▲芝山町社会福祉協議会 HP